

(9) 土木学会事務局事務分掌規程

昭和41年9月1日	制 定	平成19年4月24日	一部改正
昭和53年5月12日	一部改正	平成22年4月23日	〃
昭和60年9月27日	〃	平成23年11月18日	〃
平成3年3月22日	〃	平成24年5月11日	〃
平成7年7月28日	〃	平成25年1月18日	〃
平成8年1月26日	〃	平成25年3月15日	〃
平成10年6月1日	〃	平成25年7月12日	〃
平成11年6月1日	〃	平成27年3月6日	〃
平成14年5月10日	〃	平成27年9月11日	〃
平成17年4月22日	〃	2019年5月10日	〃
平成19年4月24日	〃		

(前文)

この規程は、土木学会事務局が事務を能率的に遂行するため、基本的な事務分掌を定めたものである。

従って事務遂行にあたっては、職員は協調援助の精神をもって、事務局の目的達成に協力せねばならない。

(総則)

第1条 この規程は、土木学会細則第57条第4項により、事務局の職制および事務の分掌について定める。

第2条 事務局に総務課、経理課、会員・企画課、研究事業課、出版事業課、図書館・情報室および国際センター、土木広報センターならびに技術推進機構に技術推進課を置く。

第3条 事務局の事務は、技術推進機構を含め、事務局長が総括する。

- 2 事務局に事務局次長を置くことができる。次長は、事務局長を補佐して事務を処理する。
- 3 事務局に調査役を置くことができる。調査役は、事務局長が指示する特定業務の事務を処理する。
- 4 課に課長を置く。課長は事務局長の命を受けて、当該課の事務を処理する。
- 5 室に室長を置く。室長は事務局長の命を受けて、当該室の事務を処理する。
- 6 センターにセンター長を置く。センター長は専任して、その事務を処理する。
- 7 センターにセンター長代行を置くことができる。代行は、センター長の命を受けて、職務を代行する。
- 8 センターにセンター次長を置くことができる。次長は、センター長を補佐して特定業務の事務を処理する。
- 9 技術推進機構に機構長を置く。機構長は専任して、その事務を処理する。
- 10 課・室・センターに補佐を置くことができる。補佐は、所属長を補佐して当該事務を処理する。

(総務課)

第4条 総務課においては、次の事務を掌る。

- (1) 総会、理事会、正副会長会議、運営会議、役員候補者選考委員会、支部長会議および支部事務局連絡会議に関すること。
- (2) 理事、監事および役員選考委員の選挙、就任および退任に関すること。
- (3) 各支部および全国大会に関すること（他の課・室・センター・部に属するものを除く）。

- (4) 文書の收受および保管に関すること。
- (5) 会長印、学会印、理事印等公印の使用および保管に関すること。
- (6) 定款、細則および規程等に関すること。
- (7) 人事および服務に関すること。
- (8) 職員の待遇および福利厚生に関すること。
- (9) 用地、建設および諸施設の管理に関すること。
- (10) 講堂および会議室の使用に関すること。
- (11) 備品、消耗品の調達および保管に関すること。
- (12) 社会保険の加入、脱退および給付金の請求に関すること。
- (13) 他の学協会等との共催に関すること（委員会名で実施するものを除く）。
- (14) 総務部門に関すること。
- (15) 事務局の事務の調整および連絡に関すること。
- (16) 記念事業に関すること。
- (17) 他の課・室・センターの所掌に属しないものに関すること。

（経理課）

第5条 経理課においては、次の事務を掌る。

- (1) 予算会議に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 現金、預貯金の出納および保管ならびに有価証券に関すること。
- (4) 給与のしだし、支部交付金に関すること。
- (5) 公租、公課に関すること。
- (6) 所得税、住民税および社会保険等の徴収、払込に関すること。
- (7) 収支諸証書の審査および保管に関すること。
- (8) 財務・経理部門に関すること。

（会員・企画課）

第6条 会員・企画課においては、次の事務を掌る。

- (1) 会員の入会、退会、会員サービスおよび会員の増加に関すること。
- (2) 会員原簿の管理に関すること。
- (3) 会員の異動に関すること。
- (4) 会費の請求および領収に関すること。
- (5) 学会誌、論文集および会員名簿の発送、保管に関すること。
- (6) 支部（海外支部を除く）相互間の連携・調達・連絡に関すること。
- (7) 会員・支部部門、企画部門および教育企画部門に関すること。

（研究事業課）

第7条 研究事業課においては、次の事務を掌る。

- (1) 調査、研究および災害調査等社会支援に関すること。
- (2) 調査研究部門の委員会が主催、共催する研究発表会、講演会、シンポジウム、講習会、見学会およびその他の行事に関すること。
- (3) 論文集の編集出版に関すること。
- (4) 調査研究部門および社会支援部門に関すること。

（出版事業課）

第8条 出版事業課においては、次の事務を掌る。

- (1) 学会刊行物（他課に属するものを除く）の編集出版に関すること。

- (2) 学会刊行物（他課に属するものを除く）の入広告、宣伝、販売、交換、寄贈および管理に関すること。
- (3) 学会誌の編集、入広告および管理に関すること。
- (4) 学会が編集もしくは監修し出版社より発行した出版物に関すること。
- (5) 出版部門に関すること。

（図書館・情報室）

第9条 図書館・情報室においては、次の事務を掌る。

- (1) 土木図書館の運営・管理に関すること
- (2) 土木関連基礎資料の収集・整理に関すること。
- (3) 情報システムの導入・開発および運用管理に関すること。
- (4) 情報資料部門に関すること。

（国際センター）

第10条 国際センターにおいては、次の事務を掌る。

- (1) 国際活動の策定および実施に関すること。
- (2) 国際関連資料の収集、整理に関すること。
- (3) 国際広報活動の策定および実施に関すること。
- (4) 海外支部に関すること。
- (5) 国際部門に関すること。

（技術推進機構 技術推進課）

第11条 技術推進機構 技術推進課においては、次の事務を掌る。

- (1) 技術推進機構が実施する事業に関すること。
- (2) 技術推進機構に所属する委員会に関すること。
- (3) 技術推進機構が実施する受託業務に関すること。
- (4) 調査研究部門の委員会で実施する受託業務に関すること。

（土木広報センター）

第12条 土木広報センターにおいては、次の事務を掌る。

- (1) 土木広報活動計画の立案および実施に関すること。
- (2) 土木広報関連情報の収集、整理に関すること。
- (3) 支部広報活動支援と調整に関すること。
- (4) 渉外活動等に関すること。
- (5) 報道関係等に関すること。
- (6) コミュニケーション部門に関すること。

（委員会事務の分担）

第13条 委員会事務は、委員会の所属する部門を担当する課・室・センター・部が実施する。

（事務の調整）

第14条 事務分掌に不明確な事象が生じた場合は、関係課長・室長・センター長の意見を聴取の上、事務局長、機構長、次長、および調査役の合議で臨機の措置を講ずることができる。

（規程の変更）

第15条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（昭和41年9月1日 理事会議決）この規程は、昭和41年9月1日から施行する。

附則（昭和53年5月12日 理事会議決）この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。

附則（昭和60年9月27日 理事会議決）この変更規程は、昭和60年9月27日から施行する。

附則（平成3年3月22日 理事会議決）この変更規程は、平成3年3月22日から施行する。
附則（平成7年7月28日 理事会議決）この変更規程は、平成7年8月1日から施行する。
附則（平成8年1月26日 理事会議決）この変更規程は、平成8年1月26日から施行する。
附則（平成8年3月22日 理事会議決）この変更規程は、平成8年3月22日から施行する。
附則（平成10年6月1日 理事会議決）この変更規程は、平成10年6月1日から施行する。
附則（平成11年3月9日 理事会議決）この変更規程は、平成11年6月1日から施行する。
附則（平成14年5月10日 理事会議決）この変更規程は、平成14年5月10日から施行する。
附則（平成17年4月22日 理事会議決）この変更規程は、平成17年6月1日から施行する。
附則（平成19年4月24日 理事会議決）この変更規程は、平成19年4月24日から施行する。
附則（平成19年9月7日 理事会議決）この変更規程は、平成19年9月7日から施行する。
附則（平成22年4月23日 理事会議決）この変更規程は、平成22年6月1日から施行する。
附則（平成24年5月11日 理事会議決）この変更規程は、平成24年4月16日から施行する。
附則（平成25年1月18日 理事会議決）この変更規程は、平成25年1月18日から施行する。
附則（平成25年3月15日 理事会議決）この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。
附則（平成25年7月12日 理事会議決）この変更規程は、平成25年7月12日から施行する。
附則（平成27年3月6日 理事会議決）この変更規程は、平成27年6月15日から施行する。
附則（平成27年9月11日 理事会議決）この変更規程は、平成27年9月11日から施行する。
附則（2019年5月10日 理事会議決）この変更規程は、2019年5月10日から施行する。